

専決処分について（立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 161 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 49 号）の公布による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 30 日

立川市長 清 水 庄 平

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則 第 2 3 条 ……略…… <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)</u> 第 2 4 条 第 8 条の 2 第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。	附 則 第 2 3 条 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。